

平塚市告示第 3 1 4 号
平成 1 7 年 1 0 月 1 日

平塚市長 大藏 律子

悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を表 1 のとおり指定し、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、臭気指数および臭気強度の規制基準を表 2 のとおり定め、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

悪臭防止法による悪臭物質の排出の規制地域の指定等（平成 1 3 年 3 月 3 0 日平塚市告示第 1 3 1 号）は、平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日を限り廃止する。

表 1（規制基準の地域区分）

平塚市全域	
第一種区域（住居系地域）	第二種地域（商業、工業及びその他の地域）
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及びその他の地域（市街化調整区域）但し、農業振興地域は除く

表 2（規制基準）

区分		規制基準
第一号規制（敷地境界線）	第一種区域	臭気指数 1 0
	第二種区域	臭気指数 1 5
第二号規制（気体排出口）	第一種区域	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数または臭気強度
	第二種区域	
第三号規制（排水）	第一種区域	臭気指数 2 6
	第二種区域	臭気指数 3 1

以 上